

満3歳児クラス課税世帯の方向け 預かり保育補助金(保護者補助金)のご案内

2025 年度
2025 年 7 月発行



2025年度中野区私立幼稚園等保護者補助金

【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課
幼稚園・認可外保育係
直通電話 03-3228-5681(平日8時30分～17時)

補助の対象

次のすべてに該当する方

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があり、園児と同一世帯である
- (2) 預かり保育を利用している園児が第2子以降である
※2025年9月以降は、第1子の園児も対象になります。
- (3) 園児の預かり保育料を負担している
- (4) 保育の必要性が確認できる
- (5) 課税世帯である（非課税世帯で施設等利用給付認定（新3号認定）を受けている方は施設等利用費の補助対象となります）
- (6) 満3歳児クラスに在籍している
※3歳の誕生日を迎えた月かつ幼稚園入園月から補助対象です
※園則で満3歳児クラスが規定されている場合のみ補助対象です
- (7) 認可保育所等に在籍していない

補助金の種類と内容

預かり保育料への補助

月額 16,300 円（上限額）

<ひと月当たりの補助額算定方法>

- ① 利用日数×日額単価（450 円）・・・A
- ② 実際に支払ったひと月あたりの金額と A を比較して低い方・・・B
- ③ 月額上限額と B を比較して、低い方が月額補助額となる

保育の必要性の事由及び補助対象期間

保護者のいずれもが下表の保育の必要性の事由に該当していることを「保育の必要性がある」といいます。父母の認定事由が異なる場合は、有効期限の短い方が認定の事由となります。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		補助対象期間
就労	就労（月 48 時間以上）をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後 2 ヶ月（多胎妊娠の場合は 14 週間前から）
求職活動	求職活動を行っている場合	3 か月（施設利用開始日から起算）
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月 48 時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
育児休業 ☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。	①育児休業中に、児童が補助対象施設に在籍した場合	復職月に 48 時間以上就労している場合、復職月の直前 1 か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※	保護者が育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満 3 歳に達する年度の 3 月末日まで
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。
下のお子さんの出産休暇に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

提出書類

「全員」提出する書類

提出書類				提出回数
① 添付資料送付票				年度に 1 回
② 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類 ※2025 年 4 月 2 日以降かつ補助金申請日から起算して 6 か月以内に以下の手続きで提出しており、その後の状況に変更がない場合は提出省略可能 ・認可保育所の申込み ・認可保育所の現況調査 ・新認定の申請 ・兄弟分の補助金申請	就労	会社員 パート 派遣社員 等	就労証明書（区様式） ☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要	年度に 1 回
		自営業（親族経営を含む） 経営主	（1）就労証明書（区様式） （2）令和 6 年度の確定申告書（一表・二表）又は源泉徴収票のコピー ☆（2）の書類が提出できない場合は以下 2 点 ①仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等） ②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）	
	出産	母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー		
	求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、求職活動報告書（区様式）、不採用通知）		
	就学	（1）在学証明書のコピー （2）スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） （3）在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー		
	疾病	診断書（区様式）		
	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー		
	親族の介護・看護	（1）被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー （2）介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）		

提出書類の続きは次ページをご確認ください。

「該当する方のみ」提出する書類

提出書類		提出回数
※2025 年度中に 未提出の方	③ 2025 年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書（区様式）	年度に 1 回
※2025 年度中に 未提出の方	④ 申請保護者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書（1 点）…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等 顔写真なし証明書（2 点）…健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	年度に 1 回
4 月～8 月分の補助金申請かつ 2024 年 1 月 1 日 時点で中野区に住 民登録がない場合	⑤ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2023 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。	年度に 1 回
9 月～3 月分の補助金申請かつ 2025 年 1 月 1 日 時点で中野区に住 民登録がない場合	⑥ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2024 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。	年度に 1 回
在園する幼稚園以 外で幼稚園型一時 預かり事業を利用 した方で、右記に 該当する方	⑦ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書 下記 2 つに当てはまる場合 ご提出ください。 （1）在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※ 1 （2）在園する幼稚園以外で幼稚園型一時預かり事業※ 2 を利用した ※ 1 一定水準以下＝年間開所日数が 200 日未満又は平日開所時間が 8 時間未満 ➡対象の幼稚園は P 6 の預かり保育補助の対象施設（無償化対象施設）について」から確認できます。（中野区外の園については、園が所在する各自治体へお問い合わせください。） ※ 2 幼稚園型一時預かり事業実施園については園が所在する自治体にお問い合わせください。	支払い期ごと

申請期限と交付予定時期

	申請対象期間	提出期限	交付時期
第1期	4～9月分	2025年7月11日（金）17時 ※1	2025年11月28日（金）
第2期	10月～3月分	2026年3月13日（金）17時 ※1	2026年4月24日（金）

※1 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書の提出期限は下記の通りです。

第1期：2025年10月8日（水）

第2期：2026年4月8日（水）

※上記いずれかの期に申請すれば、2025年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。

※2025年度中に限り、第2期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。（第1子の園児は9月分からさかのぼって申請することが可能です。）

ただし、第2期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

※振込日一週間前に交付（不交付）決定通知を送付します。

書類提出先

郵送	〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。
持参	中野区役所 3F 子ども総合窓口
問い合わせ先	03-3228-5681（平日 8:30-17:00）

関連するホームページ

預かり保育補助の対象施設
(無償化対象施設) について



よくある質問



退園・転出するとき



振込口座を変更したいとき



MEMO